

長泉町狩猟免許取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害、人的被害等の拡大及び有害鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、有害鳥獣捕獲に従事するために必要な狩猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 人畜、農作物等に被害を与える鳥獣をいう。
- (2) 狩猟免許 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 駿東猟友会長泉支部に入会し、有害鳥獣捕獲従事として、3年以上継続的に活動する予定の者
- (3) 新たに狩猟免許を取得した者（第一種銃猟免許を取得する場合は、装薬銃を所持し、使用する者に限る。）
- (4) 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 町税等に滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社団法人静岡県猟友会主催による狩猟免許試験予備講習会受講料
- (2) 狩猟免許申請手数料
- (3) 猟銃等講習会受講料
- (4) 教習資格の認定申請手数料
- (5) 技能講習及び射撃教習手数料
- (6) 銃所持許可申請手数料（1丁に限る。）

- (7) 猟銃用火薬類譲受許可申請手数料
- (8) 猟友会入会金、会費及び保険料等の狩猟者登録申請費用（狩猟税を除く。）
- (9) 各申請に必要な医師の診断書料
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める経費

2 補助金の額は、前項に掲げる経費の金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町狩猟免許取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、狩猟免許取得後、1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免許の写し
- (2) 前条第1項に掲げる補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 駿東猟友会長泉支部に入会したことを証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助の決定及び請求）

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長泉町狩猟免許取得事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 補助交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定後10日以内に長泉町狩猟免許取得事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（交付の条件）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときには、次の条件を付すものとする。

- (1) 駿東猟友会長泉支部に入会し、3年以上継続的に活動すること。
- (2) 有害鳥獣捕獲後は、適切に処理すること。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、長泉町狩猟免許取得事業補助金交付取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、既に補助した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(処分の制限)

第10条 補助決定者は、駿東猟友会長泉支部に所属し、3年以上継続的に活動しなければならない。
ただし、補助決定者の責に帰することができない理由により狩猟免許を返納し、又は有害鳥獣捕獲従事者として活動することができなくなった場合は、この限りではない。

(活動状況等の報告)

第11条 補助決定者は、町長が有害鳥獣捕獲従事活動状況等について報告を求めた場合、これに協力しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。